

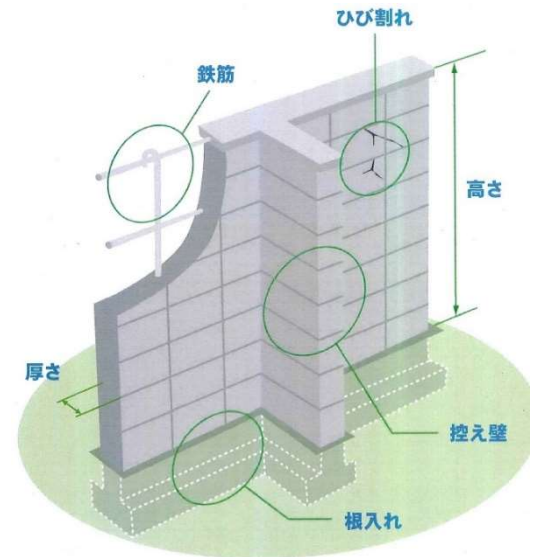
三次市ブロック塀等安全確保事業のご案内

地震等の際のブロック塀等の倒壊等による通行人への被害の防止や、迅速な避難のための経路を確保するため、通学路等に面する倒壊のおそれがあるブロック塀等の除却や建替に要する費用の一部を補助します。

【対象となる塀】

三次市内にあり、次のすべてに該当するもの

- ① 補強コンクリートブロック塀又は組積造（れんが・石・コンクリートブロック）
- ② 避難路（緊急輸送道路又は小中学校の通学路）に面するもの
- ③ 道路面からの高さが0.6m以上のもの
- ④ 安全性の確認ができないもの
- ⑤ 建築基準法の規定に違反していないもの



【補助金額】

除却工事：上限15万円（対象費用の2/3以内）

建替工事：上限30万円（対象費用の2/3以内）

※除却費用15万円含む

注）建替工事で新設する塀は、下記の種類の塀が補助対象です。

- ネットフェンス、アルミフェンス・その他のフェンス等
- 補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀（れんが・石・コンクリートブロック）

【補助対象者】

- ① 補助対象ブロック塀等の所有者または管理者
- ② 市税および使用料の滞納がない者

【申請期限・実績報告】

- 申請期限は当該年度9月末日としていますが、お問い合わせください。（予算に限りがありますので申請は早めをお願いします。）
- 工事は当該年度2月末日までに完了し、速やかに実績報告してください。

【注意事項】

補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象になりません。

お問合せ・相談・申請先

三次市役所 建設部都市建築課 建築指導係

☎0824-62-6385 FAX 0824-62-6166

E-mail: toshikenchiku@city.miyoshi.hiroshima.jp

スマホで読み取りメ



ールできます

【手続きの流れ】

※様式は三次市ホームページでダウンロードできます。

<p>① 事前相談 持参するもの (メール・郵送提出可)</p>	<p><input type="checkbox"/> ブロック塀の高さ・厚さ等を確認できる図面(メモ、スケッチ可)</p> <p><input type="checkbox"/> 現況写真ブロック塀のある場所の住所・地図</p> <p><input type="checkbox"/> 相談者様のお名前、ご連絡先(後日連絡に必要です)</p>
<p>↓ 補助対象ブロック塀に当てはまる場合、②交付申請に進んでいただけます。</p>	
<p>② 交付申請 右の書類を2部(原本1部・写し1部)提出してください。 (郵送提出可)</p> <p>三次市ホームページ</p>  <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">QRコード</p>	<p><input type="checkbox"/> 三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書(様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全性に係るチェックリスト(様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 収支予算書(様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 三次市の徴収する税および料の納付状況照会承諾書(様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 付近見取図(ブロック塀がある場所へ地図)</p> <p><input type="checkbox"/> 配置図(敷地と道路に面する除却ブロック塀の位置を明示)</p> <p><input type="checkbox"/> 現況概略図(塀の高さ、厚さ、長さ等を記載)</p> <p><input type="checkbox"/> 現況写真(全体と傾き・亀裂等の有無を確認できるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> <建替の場合>新設する塀の設計図書(配置図、立面図、基礎伏図、厚さその他形状素材等がわかるもの、カタログ等)</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の見積書又は写し(補助対象工事の部分を明確にする)</p> <p><input type="checkbox"/> ブロック塀の所有者を確認できる書類(土地または建物の登記事項証明書で申請日前3カ月以内に交付されたもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者が複数人いる場合、申請者以外の所有者の同意書</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者が交付申請する場合、所有者の同意書と管理権限があることを証する書類</p>
<p>↓ 三次市より、補助金の交付決定の可否を書面で通知します。</p>	
<p>③ 工事の実施 交付決定後に工事着手してください。</p>	<p>※ 内容を変更する場合、変更承認申請書(様式)を提出</p> <p>※ 事業の中止・廃止をする場合、中止(廃止)承認申請書(様式)を提出</p>
<p>④ 実績報告 工事完了後30日以内または2月末日のいずれか早い日までに提出 (郵送提出可)</p>	<p><input type="checkbox"/> 三次市ブロック塀等安全確保事業補助金実績報告書(様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 決算書(様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 請求書の写し又は領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 工事写真(着手前、工事中、完了時)</p>
<p>↓ 工事が完了したことを確認した後、補助金額の確定を書面で通知します。</p>	
<p>⑤ 補助金の請求 (郵送提出可)</p>	<p><input type="checkbox"/> 三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付請求書(様式)</p> <p>※振込の口座は申請者本人名義のものに限ります。</p>
<p>三次市から、補助金が指定の口座へ振り込まれます。</p>	